平成２９年（再ロ）第１００５８号
東京都世田谷区深沢６―25―９―202
再生債務者　松本　孝信
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第１７号
大阪府寝屋川市打上宮前町７番８号
再生債務者　稲垣　和也
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月14日から平成30年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再ロ）第２号
福岡県行橋市大字道場寺845番地２
再生債務者　江藤　尚隆
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月17日から平成30年５月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１００４７号
東京都足立区千住元町35―１―412
再生債務者　全　　松濱
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月１日まで
平成30年４月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第３号
金沢市田上新町188番地２
再生債務者　松本　雅文
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月９日まで
平成30年４月13日　　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（再ロ）第６号
大阪市福島区大開４丁目１番１―809号
再生債務者　野村　孝一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月10日まで
平成30年４月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第２号
福井県鯖江市下司町第20号１番地２
再生債務者　葛野　礼法
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月11日まで
平成30年４月13日　　福井地方裁判所

平成２９年（再ロ）第３号
福井県鯖江市下司町第20号１番地２
再生債務者　葛野　亜衣
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月11日まで
平成30年４月13日　　福井地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１５号
神戸市須磨区行幸町２丁目１番１号
再生債務者　望月　友二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月11日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成30年３月30日　　文部科学省共済組合代表者
文部科学大臣　林　　芳正

第32条第１項の表中「$\frac{5.07}{1000}$」を「$\frac{7.17}{1000}$」に、「$\frac{37.50}{1000}$」を「$\frac{37.60}{1000}$」に、「$\frac{41.40}{1000}$」を「$\frac{41.30}{1000}$」に、「$\frac{10.14}{1000}$」を「$\frac{14.34}{1000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.07}{1000}$」を「$\frac{7.17}{1000}$」に、「$\frac{41.40}{1000}$」を「$\frac{41.30}{1000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{37.50}{1000}$」を「$\frac{37.60}{1000}$」に、「$\frac{41.40}{1000}$」を「$\frac{41.30}{1000}$」に改める。

附　則
1　この変更は、平成30年４月１日から施行する。
2　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、平成30年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年三月三十日
掲載貢　一二五頁（号外第七十三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年三月三十日
掲載貢　一〇二頁（号外第七十三号）
平成三十年四月二十三日
埼玉県川口市南鳩ヶ谷八丁目一番地一〇号
（甲）鶴見製紙株式会社
代表取締役　里和　永一
埼玉県川口市南鳩ヶ谷八丁目一番地一〇号
（乙）ツルミホールディングス株式会社
代表取締役　里和　永一

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成三十年六月一日であり、甲は会社法第七九九条第二項に基づき株主総会の承認は経ず、乙の株主総会決議は平成三十年四月十六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.forum8.co.jp/account/
（乙）http://www.firstsys.co.jp/account/
平成三十年四月二十三日
東京都港区港南二丁目一五番一号品川インターシティA棟二二階
（甲）株式会社フォーラムエイト
代表取締役　伊藤　裕二
大阪市北区天満橋一丁目八番三〇号OAPタワー三五階
（乙）株式会社ファーストシステム
代表取締役　武井千雅子

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の黒部観光ホテル運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十六日
掲載貢　九十二頁（号外第一二九号）
平成三十年四月二十三日
東京都千代田区内神田二丁目三番四号
（甲）黒部観光ホテル株式会社
代表取締役　須田　貞則
東京都千代田区内神田二丁目三番四号
（乙）株式会社グランビスタホテル&リゾート
代表取締役　須田　貞則